


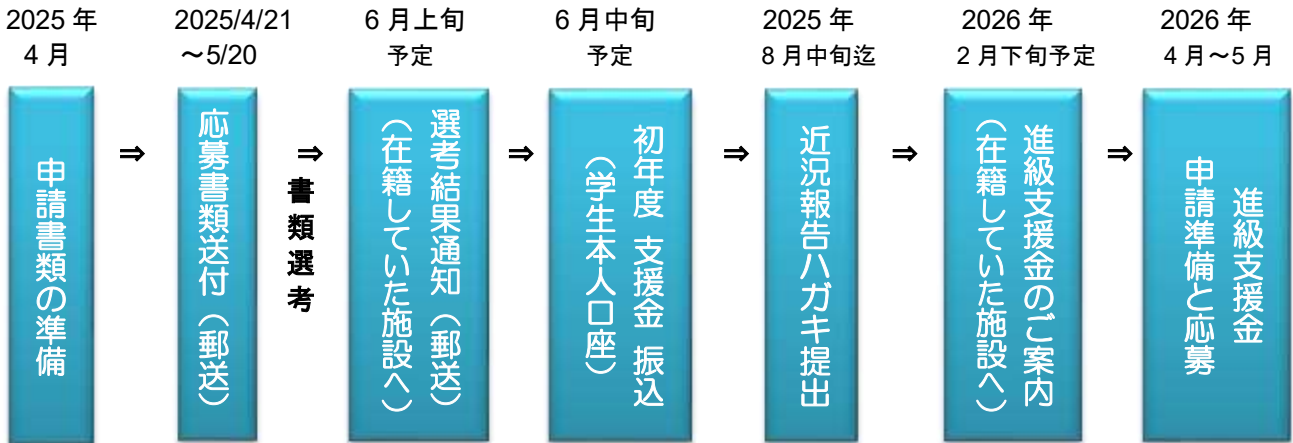
～NPO 法人タイガーマスク基金～  
2025 年度 四年制大学進学者への支援制度  
**応 募 要 項**

NPO 法人タイガーマスク基金は、2012 年より、全国の支援者からのご寄付を児童養護施設等から大学に進学した学生に返済不要の支援金として届けています。学費の全てを賄うことはできませんが、日本国内どの地域からも応募可能で、「返済不要」、「成績不問」、「保証人不要」、用途は学費に限定していません。将来の進路を切り拓くために努力する学生の皆さんの一助になれば幸いです。

1	対象	「児童養護施設」や「児童心理治療施設」、「母子生活支援施設」などの社会的養護の児童福祉施設を退所、または現在「自立援助ホーム」で生活しながら、 <b>2025 年 4 月に四年制大学に進学する新入生</b> で、退所後も在籍していた施設を通じ、連絡を取ることが可能な状態の学生を対象とします。		
2	募集人員	若干名（書類選考あり）		
3	支援金額 (予定)	初年度	5 万円	(2025 年 6 月中旬給付予定)
		2 年進級時	5 万円	(2026 年 6 月中旬給付予定)
		3 年進級時	10 万円	(2027 年 4 月と 9 月末に 5 万円ずつ分割して給付)
		4 年進級時	10 万円	(2028 年 4 月と 9 月末に 5 万円ずつ分割して給付)
4	支給条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本件に関わる通知は、在籍していた施設を通じて行うため、施設は退所後も大学入学から卒業まで、本件について申請者と連絡を取る担当者を設けていること。また、申請者は退所後も施設を通じて連絡を取ることが可能な状態であること。</li> <li>・申請時の応募書類の他に、進級時には所定の『申請書』ならびに『在学証明書』を提出すること。</li> <li>・タイガーマスク基金から支給されるハガキで、支援者宛に近況報告をすること。</li> <li>・なお、各書類の提出や支援者宛の近況報告の時期や方法については、タイガーマスク基金より、別途、在籍していた施設宛に郵送にて通知します。</li> <li>・応募書類や近況報告について、個人を特定できる情報を除き、支援者ならびにタイガーマスク基金の活動を広報するために内容を紹介する可能性があることを承諾していること。</li> </ul>		
5	必要書類	① 受給申請書	書式については 2025 年 2 月中 旬よりタイガー マスク基金の ホームページ からダウンロード できます	
		② 施設長の推薦書		
		③ 本人の意見表明書（自筆で記入すること）		
		④ 資金等計画書		
		⑤ 大学が発行する「在学証明書」または「合格証明書のコピー」	(学生証のコピーでも可)	
6	受付期間	<b>2025 年 4 月 21 日(月)～5 月 20 日(火)</b> （当日消印有効）		
7	送付先	<p style="text-align: center;"><b>〒330-0802 埼玉県さいたま市大宮区宮町 2-93-2</b> <b>BIZcomfort 大宮東口 07 タイガーマスク基金「進学支援制度」係</b></p> <p>※ <b>必ず「郵便」でお送りください。</b> ※ 締め切りに余裕をもってお送りください。          ※ 応募書類は返却できません。 ※ 送付費用は申請側でご負担ください。          ※ <b>書留や宅配便等は受け取り出来ません。</b>          ※ 配達状況の確認が必要な場合は「<b>レターパックライト(青)</b>」をご利用ください。</p>		

8	選考 給付方法	<p>・NPO 法人タイガーマスク基金が設置する「選考委員会」において申請書類を確認・審査の上、給付の可否を決定します。</p> <p>・「選考結果」は在籍した施設に郵送し、支援金は学生本人の口座に送金します。</p>
---	------------	---

### 手続きの流れ



### 申請にあたっての注意事項

- ① 「貸与型奨学金」および「日本学生支援機構」の「授業料減免」・「給付型奨学金」、自治体や大学独自の「給付型奨学金制度との併願は可能ですが、他の民間団体の給付型奨学金を受給している場合、「資金計画表」を参考に「より経済的支援が必要な学生」を優先的に採用する場合があります。
- ② 高校卒業後も「措置延長」で引き続き施設に在籍する学生や現在「自立援助ホーム」で生活している学生も応募可能ですが、一人暮らしの学生を優先的に採用する場合があります。
- ③ 施設退所後に社会人となり、再チャレンジで大学進学が決定した学生も対象ですが、退所した施設を通じて応募してください。
- ④ 短大、専門学校、六年制大学および大学院への進学支援は現在行っておりません。
- ⑤ 里親家庭やファミリーホームの児童への支援は現在行っておりません。
- ⑥ 支援金は返済の義務はありませんが、休学・留年・中退した場合、給付は停止します。
- ⑦ 「申請書」や「資金計画表」に故意に事実と異なる内容を記載したことが判明した場合には、継続支援を停止するとともに、支給済みの支援金を返還していただく場合があります。
- ⑧ 学生が「近況報告」の提出を怠った場合、進学支援金の給付を停止する場合があります。必要書類や報告書類を提出できない事情がある場合は、速やかにタイガーマスク基金・事務局までご連絡ください。
- ⑨ 支援金は全て、助成金や寄付金からの給付になります。寄付金が予定通りに集まらない場合やその他やむをえない事情により2026年以降の進学支援金の金額が変更になる場合もあります。
- ⑩ 申請書の内容に確認を要する場合や、近況ハガキの提出が確認できない場合は、支援金の振込が遅れる場合があります。
- ⑪ 次年度以降の支援金については、毎年2月に、在籍していた施設に申請書類をお送りします。

### <9> お問い合わせ先

NPO 法人タイガーマスク基金・事務局 TEL: 050-1720-1347 (土日祝日を除く10時~17時)  
Eメールアドレス: [info@tigermask-fund.jp](mailto:info@tigermask-fund.jp) (なるべくメールでの連絡にご協力をお願いいたします)